

平成 27 年度新潟市国民保護協議会 会議概要

開催日時	平成 28 年 1 月 19 日（火）午前 10 時から午前 11 時まで				
会場	市役所本館 6 階 講堂				
出席者	<table border="1"> <tr> <td>委員</td> <td>別紙「新潟市国民保護協議会委員名簿」のとおり</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>新潟市危機管理防災局危機対策課</td> </tr> </table>	委員	別紙「新潟市国民保護協議会委員名簿」のとおり	事務局	新潟市危機管理防災局危機対策課
委員	別紙「新潟市国民保護協議会委員名簿」のとおり				
事務局	新潟市危機管理防災局危機対策課				
議事等	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 委員出席状況 委員 40 名のうち 34 名（代理出席含む） 2 挨拶 新潟市国民保護協議会会長 篠田市長 3 議事 新潟市国民保護計画の修正について ・事務局の説明をもとに、新潟市国民保護計画の修正案を審議し、計画の修正が承認されました。 4 その他 国民保護実動訓練について（DVD 視聴） ・新潟市においてテロ等が発生した場合の対応の参考になるものとして、平成 26 年度福岡県にて実施された国民保護実動訓練の映像を視聴しました。 5 閉会 				
傍聴者	なし				
報道機関	2 社				

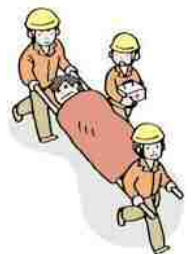
皆さんに協力していただきたいこと

自然災害と同様に国民保護においても地域の方々のご協力が欠かせません。住民の皆さんには、避難住民の誘導や被災者への救援などに関して、協力をお願いすることがあります。

協力を要請する場合は、安全の確保に十分配慮します。なお、住民の皆さんのご協力は任意であり強制するものではありません。



住民の避難や被災者の救援の援助



消火活動、負傷者の搬送、被災者の救助などの援助

衛生広報等のために保健所等が作成したパンフレットの配布等



保健衛生の確保に関する措置の援助



避難に関する訓練への参加

●被災者の救援のため、土地や建物の使用をお願いすることがあります。また、食品や医薬品などの売り渡しをお願いすることがあります。

訓練の実施について

県では、国民保護法に基づいて、国や市町村と協力して避難や救援などの訓練を実施します。皆さんから、訓練に参加していただくことにより、武力攻撃やテロなどが起きた場合の避難などについて、より理解を深めていただくことができるものと考えています。

今後とも国民保護について、皆さんのより一層のご理解をお願いします。

国民保護に関する情報はホームページで

新潟県 http://www.pref.niigata.lg.jp/kikitaisaku/kokuminhogo_index.html

内閣官房 <http://www.kokuminhogo.go.jp/>
(国民保護ポータルサイト)

総務省消防庁 http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2_1.html

新潟県防災局危機対策課

TEL 025-282-1636

FAX 025-282-1640

E-mail ngt130040@pref.niigata.lg.jp

2009.12.20.000

国民保護のしおり

武力攻撃や大規模テロから 身を守るために

国民保護法は、万が一武力攻撃や大規模テロなどが起きた場合に、皆さんの生命、身体及び財産を保護するための措置を定めた法律です。

国、県、市町村、関係機関は、連携・協力して住民の避難や救援などを行います。

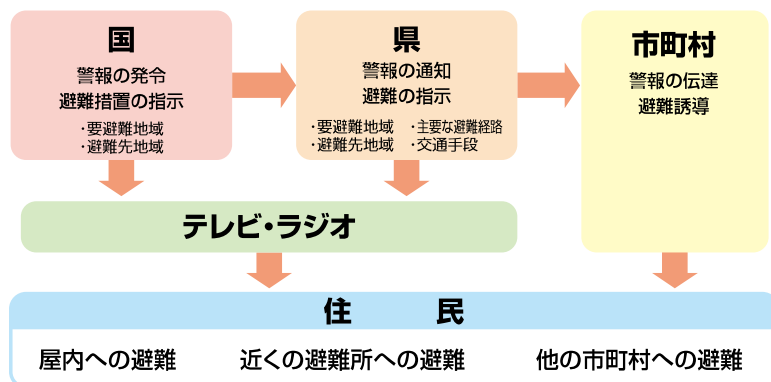


このマークは、国民保護に携わる者やそのために使用される場所等を識別するための国際的な特殊標章です。



避難のしくみ

国は、万が一武力攻撃やテロなどが起きた場合に、皆さんの安全を守るため、警報や避難措置の指示を出します。また県知事は、この指示を受けて皆さんに対して避難の指示を行います。市町村長は、避難住民の誘導を行います。



救援のしくみ

避難した住民や被災した住民に対し、県や市町村が協力して避難所の運営、食品・生活必需品の提供、医療の提供、安否情報の収集・提供などの救援を行います。



警報が発令されたら

武力攻撃やテロの危険が迫り又は発生した地域には、防災行政無線などを通じて注意を呼びかけます。そして、テレビ、ラジオなどの放送や消防の広報車などを通して、どのようなことが、どこで発生したのか、あるいは発生するおそれがあるのか、皆さんにどのような行動をとってほしいのかといった警報の内容をお知らせします。

※国民保護における警報のサイレン音が定められています。
サイレンのサンプル音は次のサイトで聞くことができます。
(国民保護ポータルサイト <http://www.kokuminhogo.go.jp/>)



武力攻撃やテロなどが発生した地域で警報が発令された場合

- ドアや窓を全部閉めましょう。
- ガス、水道、換気扇を止めましょう。
- ドア、壁、窓ガラスから離れましょう。
- 屋外にいる場合は、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難しましょう。
- 自動車などを運転している方は、できる限り道路外の場所に車両を止めてください。やむを得ず道路に置いて避難する場合は、道路の左端に止めてキーを付けたままにしましょう。
- 警報やテレビ・ラジオなどを通じて伝えられる各種情報に耳を傾け、情報収集に努めましょう。



避難の指示が出されたら

避難が必要な地域には、防災行政無線、テレビ、ラジオの放送、広報車などで避難を呼びかけます。住民の皆さんは、市町村や消防などの指示に従って避難してください。避難の形態は、状況に応じて、屋内への避難、近隣の避難所への避難、他の市町村への避難などがあります。

避難所に避難する場合の留意事項

- ガスの元栓を閉め、電気のコンセントを抜いておきましょう。
- 冷蔵庫のコンセントはさしたままにしておきましょう。
- 頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用し、非常持ち出し品を持参しましょう。
- 運転免許証やパスポートなど身分を証明できるものを携行しましょう。
- 家の戸締まりをしましょう。
- 近所の人に声をかけましょう。
- 避難の経路や手段などについて、行政機関からの指示に従い避難しましょう。



地震など自然災害と同様に非常持ち出し品を用意して、避難所の場所や連絡方法を家族で話し合っておきましょう。